

マージン率等に関する情報提供

(許可番号 派07-300302)

令和4年度労働者派遣事業報告書(年度報告)を基に情報を公開致します。

株式会社リゾーム
福島県郡山市田村町金屋字下夕川原166

1 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数 (1日平均)	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
9	5	25,856	18,523	28.4%

※ 賃金には、給料・手当・賞与等を含みます。

※ マージンには、社会保険料・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・会社運営費などが含まれます。

2 教育訓練費に関する事項

キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先 (担当者名: 桑原 和久 TEL: 024-944-7676)

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担
CAD/CAE	入社4年～希望者	off-JT	派遣先事業主	無
生産技術画像処理	入社4年～希望者	off-JT	派遣先事業主	無
安全衛生	入社4年～希望者	off-JT	派遣元事業主	無

3 福利厚生に関する事項

- 各種社会保険(労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険)
- 定期健康診断受診
- 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇
- 通勤、住宅手当支給
- 資格取得支援

4 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か : 締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 派遣先でプログラマー・機械開発技術者・電気、電子技術者として従事する従業員
- ・労使協定の有効期間の終期 : 2024年3月31日

マージン率等に関する情報提供

(許可番号 派07-300302)

令和4年度労働者派遣事業報告書(年度報告)を基に情報を公開致します。

株式会社リゾーム 宇都宮事務所
栃木県宇都宮市新富町12番9号

1 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数 (1日平均)	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
1	1	28,829	17,365	39.8%

※ 賃金には、給料・手当・賞与等を含みます。

※ マージンには、社会保険料・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・会社運営費などが含まれます。

2 教育訓練費に関する事項

キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先 (担当者名: 桑原 和久 TEL: 024-944-7676)

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担
工事管理	入社4年～希望者	off-JT	派遣先事業主	無
安全衛生	入社4年～希望者	off-JT	派遣元事業主	無

3 福利厚生に関する事項

○各種社会保険(労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険)

○定期健康診断受診

○年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇

○通勤、住宅手当支給

○資格取得支援

4 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か : 締結済み

・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 派遣先でプログラマー・機械開発技術者・電気、電子技術者として従事する従業員

・労使協定の有効期間の終期 : 2024年3月31日

マージン率等に関する情報提供

(許可番号 派07-300302)

令和4年度労働者派遣事業報告書(年度報告)を基に情報を公開致します。

株式会社リゾーム 浜松事業所
静岡県浜松市中区竜禅寺町742

1 労働者派遣の実績及びマージン率

派遣労働者数 (1日平均)	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①×100
1	2	25,742	17,373	32.5%

※ 賃金には、給料・手当・賞与等を含みます。

※ マージンには、社会保険料・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・会社運営費などが含まれます。

2 教育訓練費に関する事項

キャリア・コンサルティングの相談窓口の連絡先 (担当者名:桑原 和久 TEL:024-944-7676)

教育訓練の種類	対象者	実施方法	実施主体	対象者の費用負担
ブランディングの基礎	入社4年～希望者	off-JT	派遣先事業主	無
安全衛生	入社4年～希望者	off-JT	派遣元事業主	無

3 福利厚生に関する事項

- 各種社会保険(労災保険・雇用保険・厚生年金・健康保険)
- 定期健康診断受診
- 年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇
- 通勤、住宅手当支給
- 資格取得支援

4 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か : 締結済み
- ・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 : 派遣先でプログラマー・機械開発技術者・電気、電子技術者として従事する従業員
- ・労使協定の有効期間の終期 : 2024年3月31日